

東京都北区介護老人保健施設施設整備費補助要綱

19北保健第1596号
平成19年9月11日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「施設」という。）の開設許可を受けようとする医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が認めた者（以下「医療法人等」という。）が施設を整備する事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより施設の整備を促進し、もって高齢者の療養環境及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する開設許可を受けようとする医療法人等が、北区内に新たに施設を整備する事業であり、北区の計画に合致したものを対象として行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象経費は、前条に係る施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセント相当の額を限度とする。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用は除くものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他区長が整備費として適当と認めない費用

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた費用については、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、補助の対象となる施設に整備される床数に、一床当たり200万円を乗じて得た額と補助事業に要する経費の実支出額から東京都の補助金その他の収入額を控除して得た額を比較していずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において補助するものとする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する区長が特に必要と認めた費

用がある場合には、前項に規定する補助金の額に加えて必要な金額を補助することができる。

(交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、補助事業が完了したときに交付決定額全額を交付するものとする。ただし、補助事業の期間が複数年度にわたる場合の補助金の交付については、工事の出来高に応じて、各年度ごとに交付するものとする。

(交付申請)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、区長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類
- (4) 財産目録及び賃借対照表
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合において、交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付を適当と認めないときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した場合、補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、それらの事実があったときから10日以内に、事業実績報告書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調

査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、区長が別に定める期日までに、補助金交付請求書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 工事出来高明細書（工事費目別に契約金額、出来高金額及び出来高割合の示されているもの。）
- (2) 出来高を示す写真
- (3) 口座振替依頼書

（変更申請）

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、事業計画変更（廃止）承認申請書（別記第7号様式）により申請し、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（変更承認）

第12条 区長は、前条の規定に基づく変更申請があった場合において、承認を適当と認めるときは、変更（廃止）承認通知書（別記第8号様式）により、承認を適当と認めないときは、変更（廃止）不承認通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令又は要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されていると

きは、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日(補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。)から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額)について、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額)について、年 10.95 パーセントの割合で計算した延納金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、別に区長が定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 9 月 11 から施行する。
- 2 北区老人保健施設施設整備費補助要綱(平成 8 年 2 月 15 日区長決裁 7 北衛保第 1589 号)は、廃止する。

付 則 (平成 22 年 11 月 30 日区長決裁 22 北福健第 2125 号)

この要綱は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

付 則 (令和元年 6 月 13 日区長決裁 31 北福健第 1492 号)

この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 2 月 18 日副区長決裁 3 北福健第 2519 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 2 月 1 3 日副区長決裁 5 北福地第 2 4 4 2 号）

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

補 助 条 件

東京都北区介護老人保健施設施設整備費補助要綱（以下「要綱」という。）による補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第2 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。

第3 補助事業を行うために締結する契約については、東京都が定める老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準によることとし、これを遵守しなければならない。

第4 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

第5 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

第6 補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

第7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により報告し、その指示を受けなければならない。

第8 補助事業の遂行状況について、報告しなければならない。

第9 この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第

221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認める場合は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

第10 第9の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

第11 要綱第8条に規定する実績報告は、第10の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

第12 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第10号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、区長に報告があった場合は、事業者より当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

第13 次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令又は要綱に違反したとき。

第14 第13の規定は、要綱第9条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

第15 第1及び第13の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

第16 第15の規定は、要綱第9条の規定により交付すべき補助金の額を

確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

第17 第13の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額）について、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額）について、年10.95パーセントの割合で計算した延納金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第19 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

第20 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第21 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第22 区長の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

第23 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

第24 施設利用者の利用に際しては、北区民が優先して利用できるよう、特段の配慮を行い、北区民の割合が定員の70パーセント以上（小数点以下は、四捨五入する。）となるように努めること。

第25 北区が行う高齢者福祉関連事業に積極的に協力すること。